

『古今著聞集』における住吉大社（明神）関連説話

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-06-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 畑中, 智子 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/558

『古今著聞集』における住吉大社（明神）関連説話

畑中 智子

はじめに

住吉大社（明神）には、「鎮護国家の神」・「住吉の現人神」・「軍神」・「海神」・「和歌の神」など、様々な神威が伝えられる。住吉明神は各時代の文学作品に登場するが、その姿は自在に変化する。『源氏物語』には、光源氏を明石へ導く神、『御伽草子』『酒吞童子』には、源頼光一行を守護する神として描かれている。これらの文学作品からは、皇統の守護神・海神・軍神などの神威を看取できよう。

では、説話集において住吉大社（明神）は、どのように描かれているのだろうか。先の考察では、僧侶と関わる説話を取り上げ、仏教的な側面について検討した^①。本稿においては、『古今著聞集』（橘成季編、建長六年（一二五四）成立）の説話を取り上げ、本作品における住吉大社（明神）の描かれ方を明らかにする。又、前提として『古今著聞集』の神に関する記述を検討し、併せて本作品の編集姿勢について言及する。なお、本書には、完成後に補われた説話があるが、それらは検討から除

外する。本文は新潮日本古典集成『古今著聞集』上・下（新潮社、昭和五十八・六十一）から引用し、説話番号も同様である。

一 『古今著聞集』にみえる神の記述

中世文学の大きな特色の一つとして、神への強い自覚がみられることは、夙に指摘されている。説話集の世界では、『古事談』・『続古事談』・『古今著聞集』の部立に、神社・神祇篇が仏寺・釈教篇よりも前に置かれるという現象が見える。吉原浩人氏は、これらの説話集の検討から、各集には神祇優先の明確な観念が看取でき、神を中心にした国家観・歴史観を表している、との解釈を示された^{②③}。また、中世における『日本紀』の享受に触れ、『古今著聞集』成立について、次の通り述べる。

ここに、前代までの仏教中心の史観から解き放たれると同時に、新たに自国の歴史を再構成する必要にも迫られる。橘成季は、それを説話集という形式において百科全書的に表現しようと試みたのである。

右は『古今著聞集』の部立と説話の配列から導き出された説であり、氏の見解に異論はない。但し、内容に関する検討は、現状において十分であるとはいえない。そこで『古今著聞集』を紐解き、神祇・釈教部を中心に神の描かれ方について考察する。なお、『古今著聞集』は「神祇」をはじめとし、三十の項目に説話が分類されており、各項目に小序が置かれ、説話は概ね年代順に配列されている。神に関する話題は、神祇部に二十九話収録され、他の部立にも散見される（後掲表参照）。

神祇部小序は、天地開闢、天神七代・地神五代について順次記し、神武・崇神・垂仁天皇の時代に、神々が祀られたという歴史を明示する。その上で「我が朝は神国」で神々の感応があらまねき国であると宣言し、その歴史観・国家観を示す。又、末尾には宇佐八幡神が自らの本地を「大自在王菩薩」と語る託宣のせられており、そのことに對して「あはれにたふとくこそ侍れ」とあることから、本書において神仏が対立しないとの認識は明白である。なお、この点については、吉原論文にも指摘がある。

さて、神祇部の冒頭話は「内侍所焼亡の事」であり、神鏡の靈驗について記述する。具体的には天徳四年（九六〇）九月、寛弘二年（一〇〇五）十一月、長久元年（一〇四〇）九月の内裏火災について触れ、天徳四年、寛弘二年の折は無事であったが、長久元年には焼けて灰になってしまい、今に至るとする。そしてこれらの件をさして、「世のくだりさま、神鏡の御やうにて見えたり。」と述べ、世の衰微を歎く下降史観を示す。

本話に続く話題には、稻荷明神・新羅明神・住吉明神・北野天神など、各地に鎮座する神が登場する。説話に登場する神の仕業について鑑みると、大きく二つに分けられる。第一は仏法守護や後世救済など、仏法に関わる靈驗（三〇七、二二二・二二六、二七）、第二は治病や出世、降雨、合戦の勝利など現世利益に関わる靈驗（八・九・一三・一四・一六・二〇・二五・二七・二九）や、その他、不思議な出来事や託宣、崇りなど（一〇・一一、一五・二一・二四）神威の発現を示す靈驗である。説話の配列をみると、冒頭話に続く三〇七話までが仏法に関わる話題であり、古い時代に集中して、神が仏法に親密な話題が配列されている。内容をみると、三話は稻荷明神が邪氣調伏の為に大般若經の転読を指示する話題、四・五話では仏法の守護神として新羅・住吉両明神が登場する。又、五話には住吉明神が内裏と如法經の守護をする事とあり、編者はそれについて「皇威も法威もめでたかりけるかな」と述べ、上古は王法仏法ともに守護された良き時代であった、との認識を示す。六・七話は神が仏事を喜ぶ話題。例えば七話では、千部法華經読誦に日吉十禅師が感応して顕現し、藤原時重に「一乗の御法を保つ人のみぞ三世の仏の師とはなりける」など三首の歌を授ける。このように神が後世の道しるべを授けたことを、編者は「あはれにたふときことなり」と感嘆する。以上、前半の説話では、神は仏法を守り、後世の救済を導く存在として描かれている。このように神の姿は、後半にも三話点在し、その関係が後代まで健在であることが示される。

神祇部に見える神は、靈験や託宣によって神威を示す。その中で現世利益に関する話題は、天皇の治病に適切な僧侶を託宣する（八）に始まり、神祇部の大半を占める。編者は人々が栄達などの現世利益を求める行為に対して、批判的な視線を向けることはなく、感応のあつた人物を果報者とする。例えば、藤原忠実の還任に関する話題（二三）では、「これ、しかしながら大明神の御めぐみなり」と述べ、還任は忠実が春日明神に祈念したことによる、との理解を示す。このように、心を尽くして宝前に額づく人々の姿を、それに答える神の感応を、編者は肯定的に記述する。

又、神威は人々に幸福を与えることもあるが、時に祟りなど不利益な形であらわれる。具体的には、中臣佐国配流の話題（九）、神の怒りによって広田社の木が一夜にして枯れた話題（一一）、賀茂明神が日本国を捨てると託宣した話題（一二）が挙げられる。しかしながら、神の意向で不利益をこうむる話題はこの三例のみであり、本書では基本的に「神の感応あまねき」様を描き出しているといえよう。

さて、次の釈教部では小序冒頭において「地神の末に当りて、釈迦如来天竺に出で給ひけり。」と述べ、神が仏に先行することを示す。これは神の歴史の中に、仏法を位置づける姿勢を示している。続いて、我国への仏法伝来について述べ、仏法推進派（蘇我馬子・聖徳太子）と、反対派（物部守屋・中臣勝海）が対立、戦いになる歴史を記述する。その中に反対派の言葉として「我が国はこれ神国なり。」との言葉がみえる。争いの結果、

反対派は敗北し、「これより仏法のあたながく断ちて、化度利生の道ひろま」つた、とある。釈教部にみえる神は、仏法によって撃退された氏神（三五）・鬼神（四一）の他、役行者が孔雀経を勤修している時に現れた「一言主の明神」（三三）、最澄の供養に感謝を示す「宇佐八幡神」（三九）、真崇法師の読経時に姿を現した「火雷天神」（四五）、良忍に結縁した「諸神」（五三）、澄憲の祈りに感応した「龍神」（六〇）、明恵に仏法の守護神と告げる「春日明神」（六四）である。それぞれ仏法にゆかりをもち、僧侶による回向を喜ぶ姿などが描かれる。また、神が仏法に関わりを持つ説話は、釈教部においても前半に多くみえる。なお、釈教部の各話を通覧すると、来世の功德を称揚する話題、修法による現世利益に言及する話題が収録されている。注目すべき点として、修法の褒賞に僧侶が昇進したことを、肯定的に記していることがあげられよう（五九）。僧侶に現世の栄達が与えられることを、編者は決して否定しない。『発心集』（鴨長明編、建保四年（一一二六）以前に成立）巻一第五話に、師良源の昇進を痛烈に批判する、弟子僧賀の姿が描かれるのとは対照的である。このような現世を肯定する姿勢は神祇部にも見て取れ、『古今著聞集』が人間の日々の営みや現実の有様を肯定的に受け止め、書き記したことを示している。

さて、神祇・釈教部以外の項目には、神はどのように登場するのだろうか。例外はあるが神の登場には、二つの傾向が見える。一つは小序に記紀神話の神が、その起源として語られる場合。和歌・飲食部では素盞鳴尊が、好色・草木部では伊弉冉尊・

伊弉諾尊がそれぞれ和歌・酒、男女の仲・草木の始原であると語られる。これは物事の根源を神に求める姿勢を表しているように。もう一つの傾向は、神が文学や芸道の才能に対して感応を示すという場合。例えば、管弦部に収録される三つの話題では、神が管弦を好み、その技量に感応を示している。二五〇話では、土地の神が筆築に感応して雨を降らせ、編者は「神感のあらたなる事、秘曲の地に落ちざる事かくのごとし。」と述べる。二六五話では福天神が藤原孝時の演奏を切望して顕現し、二六八話では、藤原宗輔の蘭陵王に感応して「ちひさき人の陵王の装束をして、車の前にてめでたく舞ふ」。この出来事に対しても「笛の曲も神感ありけるにこそ。やむ事なきことなり。」と述べる。このような傾向は諸芸道を、またその道に精進する人々を重く見る橘成季の姿勢を反映しているように。芸道の才能が現世において開花することを思うと、これらもまた現世肯定の姿勢を示している。

以上、神祇・釈教部を中心に『古今著聞集』の神に関する記述を検討した。本書においては、神が仏に先行するという歴史観を背景に、神とともにある我が国の姿が描出されていた。ただ、これらの現象のみから、神が仏に優先されるとするのは性急であろう。なぜなら、神と仏法の関わる場合、常に仏法が神よりも上位に描かれているからである。特に来世救済の話題においては、仏法を重んじる姿勢が明確であり、神はあくまでも仏法への導き手として登場する。また、下降史観を基調とする本書において、神と仏法との関わりが顕著であるのは、比較的

古い時代の説話であり、当代の説話は現世利益の話題に傾く。つまり、編者は各時代の説話を繋ぎ、時間の流れを追うことで、神々の加護に与る「神国」に、外来の仏法が融合し、やがて変化して行った歴史を、現世を肯定する意識を持って描き出したものと考ええる。そして、現世の営みを肯定する神は、芸道に優れた者を愛し、その才能に感応して顕現する。²²さて、それでは住吉大社（明神）は、本書にどのように描かれているだろうか。

二 『古今著聞集』収録の住吉大社（明神）関連説話の検討

『古今著聞集』収録の住吉大社（明神）関連説話は、次に示す七話である。

巻一 第五話「慈覚大師如法経書写の折、住吉神託宣の事」

巻五 第一一五話「平等院僧正行尊、詠歌して住吉神主国基

が家に宿らざりし事」

第一六五話「後徳大寺左大臣実定、住吉歌合に秀歌を

詠み、明神感応し給ふ事」

第二二二話「順徳院御位の時、藤原知家の和歌寂感を

蒙る事」

第二二七話「住吉神社の修理に当り、古来の詩歌失せ

果てたるを見て或る人詠歌の事」

巻八 第三〇二話「赤染右衛門大江拳周母子が恩愛の事」

巻十三 第四六六話「建永元年三月、後京極良経曲水宴を催

さんとし、日知らざるに俄かに逝去の事」

右の内、一五一話については前稿にて考察したので、本稿においては他の六話について検討する。

(一) 卷一 第五話

本話は、慈覚大師円仁(七九四〜八六四)が如法経を書写していた時に、住吉明神が顕現し、内裏と如法経の守護をしていることを告げる、という内容である。また、住吉明神の本地を「高貴徳王大菩薩」であるとし、住吉神宮寺建立説話が続く。

この説話の住吉明神は、王法・仏法の守護神である。本話の仏教的要素については前稿にて検討したので省略し、ここでは結びの話題に注目する。

また津守国基申し侍りけるは、「南社は衣通姫なり。玉津島明神と申すなり。和歌の浦に玉津島の明神と申す、この衣通姫なり。昔かの浦の風景を饒かに思しめししゆゑに、跡垂れおはしますなり」とぞ。

右には住吉の南の社に祭られている神について、津守国基(一〇二三〜一〇二二)の説が記述されている。ちなみに、国基は住吉大社神主を務め、中興と評された人物である。歌人としても有名で、『後拾遺集』などに二十首人集しており、『津守国基集』という和歌集も存在する。⁸⁾

国基の説については『奥義抄』にも同様の記述があり、南社

の祭神は「衣通姫(玉津島明神)」とされている。⁹⁾住吉大社には、底筒男・中筒男・表筒男に加えて、神功皇后の四神が祭られている。その内、南の社とは神功皇后を祭神とする社をさす。つまり、神功皇后が祭られている社に、玉津島の衣通姫を勧請したことになる。玉津島神の合祀については、川井純郎氏・片桐洋一氏によって、国基が住吉明神を和歌の神にしようという意図をもって行つたものではないか、との説が示されている。¹⁰⁾また、傍線部分には、玉津島明神が和歌の浦の風景をすばらしいと思うゆゑに垂迹したことを述べる。この一文は、和歌の浦と同様に、住吉が和歌神の心に叶う景勝地であることを示している。実際に、住吉は『万葉集』の時代から景勝地として愛であられ、天皇の行幸が行われ、歌人達に多くの歌が詠まれた。¹¹⁾『古今著聞集』にも二〇〇話(抄入話)に、「いみじきすき者」とされる河内重如が、「夜ごに住の江にゆきて夜をあかし」たとある。この説話も住吉大社の辺りが、歌人を惹きつける地であつたことを示している。

本話末尾において、四社の内、南社についてのみ言及し、結びの説話とした点は、注目すべきと考える。住吉社の祭神は『日本書紀』によると、神功皇后の新羅討伐に助力をした海の神であり、軍神である。¹²⁾本書編者がそれらの説話を周知していたことは、神祇部小序に「いはゆる神功皇后の三韓をたひらげ給ふにも、天神地祇ことごとくあらはれ給ひけるとぞ。」とあることから明らかである。この逸話は、住吉明神にとって重要な言説である。にもかかわらず、五話は仏法との関係や和歌神を暗

示する話題に終始し、海神・軍神としての側面を描かない。本書に先行する『古事談』（源頭兼編、建曆二年（一一二二）以降成立）が、住吉明神の説話を収録する時、さまざまな神威の中から、軍神という側面を特に語るのと対照的である。当該説話（巻五第十七話）は左の通り。

住吉大明神託宣して云はく、「昔新羅を伐ちし時、吾れは大將軍為り。日吉は副將軍為り。其の後將門を伐ちし時、日吉は大將軍為り。住吉は副將軍為り。是れ天台宗の繁昌に依り、日吉は法施を受くること無限にして、威徳倍増せる故なり」と云々。（『古事談』、新日本古典文学大系、岩波書店、平成十七）

以上のことから、本書は百科全書的な説話集といわれるが、全てを網羅的に書き記すのではなく、ある選択基準をもって記述がなされていることがわかる。

（2）巻五 第一六五話

一六五話は、嘉応二年（一一七〇）十月九日に行われた、住吉社歌合に関する説話。この歌合で藤原実定（一一三九―一一九一）が秀歌を詠み、住吉明神が感応を示す。なお、本文を便宜上、A・Bと分けた。

A、嘉応二年十月九日、道因法師、人々を勧めて住吉の社にて歌合せしけるに、後徳大寺左大臣（藤原実定、引用者注）、前の大納言にておはしけるが、この歌をよみ給ふとて、

「社頭の月」といふことを、

ふりにける松ものいはば問ひてまし

むかしもかくや住の江の月

かくなむよみ給ひけるを、判者俊成卿ことに感じけり。

B、よの人々もほめののしりけるほどに、その比かの家領、筑紫瀬高の庄の年貢つみたりける船、摂津の国をいらんとしける時、悪風にあひて、すでに入海せんとしける時、いづくよりか来たりけん、翁一人いできて漕ぎなほして別事なかりけり。船人あやしみ思ふほどに、翁のいひけるは、「松ものいはばの御句のおもしろう候ひて、この辺に住み侍る翁の参りつると申せ」といひて失せにけり。住吉大明神のかの歌を感ぜさせ給ひて、御体をあらはし給ひけるにや。不思議にあらたなる事かな。

Aには、この歌合で実定が「ふりにける」の歌を詠み、判者の藤原俊成が非常に感心したとある。この歌合は実際に行われており、その記録は次の通り。

住吉社歌合 嘉応二年十月九日

題

社頭月 旅宿時雨 述懐

読師

講師

左 従五位下行皇后宮権大進藤原朝臣邦輔

右 駿河権守従五位下藤原朝臣朝宗

判者

正三位行皇后宮大夫兼右京大夫藤原朝臣俊成

一番 社頭月 左勝 正二位藤原朝臣実定

一 ふりにけるまつものいはばとひてましむかしもかくやすみのえの月

右 正三位行皇后宮大夫兼右京大夫藤原朝臣俊成

二 こころなきこころもなほぞつきはつる月さへすめるすみよしのはま

左歌、むかしもかくやすみのえの月といへるこころすがたいとをしくも侍るかな、かみのくはかやうのこころきなれたるやうなれど、さしてかくいへるはおほえはべらぬうへに、ふりにけるとおき、まつものいはばなどいへるこころありがたくこそおほえ侍れ、右歌は、おまへのはまの月におろかなるこころもつきはてみじかきことばもおよばずおほえけるばかりにや、左歌ことよろし、かつとすべし

(新編国家大観 第五卷、角川書店、昭和六十二)

右によると、実定の歌は、「社頭の月」という題の左歌一番である。この歌に対して俊成は「むかしもかくやすみのえの月といへるこころすがたいとをしくも侍るかな」と評し、「左歌ことよろし、かつとすべし」と勝ちの判を示している(傍線部)。このことから、前半部分は史実に即して記述されていると確認できる。

Bでは、住吉明神がこの和歌に感応して顕現する。実定の歌は人々もほめて、評判になる。その頃、実定の領地である筑紫瀬高の庄(現在の福岡県山門郡瀬高町)から年貢を積んだ船が、摂津に入港しようとするが、危うく沈没しそうになる。その時、どこからともなく老人が現れ、船を漕ぎなおす。そして、老人は「松ものいはばの御句のおもしろう候ひて、この辺に住み侍る翁の参りつると申せ」と伝言を残して、姿を消す。それに対して、編者は「住吉大明神のこの歌を感ぜさせ給ひて、御体をあらはし給ひけるにや。不思議にあらたなる事かな。」と感想を記している。ここに現れた神は、優れた歌に感応した上、歌人を危機から救っており、和歌の神という雰囲気をもとっている。さて、住吉明神には和歌に精進する人物の真摯な心を感じて、姿を現す、神託を与える、という例がいくつも確認できる。例えば『愚秘抄』(伝藤原定家著、鎌倉後期成立)に、次の逸話が収録されている。

木葉ちる宿はそれ共聞きわかす

時雨する夜も時雨せぬ夜も

此の歌の作者、年頃住吉明神に、秀歌一首よませて給へと祈り申しけるが、病にしづみて遂に命の期にのぞめりけるに、心中に住吉をふかくうらみ申して、秀歌一首よませて命をめせと申したりしそのしるしもなくて、すでに身まかりなむことよと泪のうちに思ひ出で侍りける時、前に侍ひける六歳の小女に物憑していはく、汝秀歌をばよませたりし物を、いかに我をばうらむるぞと怒れるけしきにてせめ

(3) 卷五 第二二話

ければ、神託とえかしこみて、病席を立ち手を洗ひ口をす、
ぎて、されば愚作の中にいづれの詠歌にて侍るやらむと申
しければ、彼の小女美しき声ざしにて、時雨する夜も時雨
せぬ夜もはいかにと仰せられて、やがて本心になりきと
なむ。神感の通じてまさしく住吉の授け給へる歌、さこそ
いみじきためしなるらめど、作者猶しらざりける事、猶々
ふしぎに侍り。

(新校群書類従、内外書籍株式会社、昭和四)

右は「木葉ちる宿はそれ共聞きわかず時雨する夜も時雨せぬ夜
も」という和歌に付された逸話である。大意は、住吉明神に秀
歌を詠ませてほしいと祈り続けていた人が、命終なのに秀歌を
詠むことが出来なかつたと、住吉明神を怨む。女に取り付いた
住吉明神は、秀歌を授けたのに怨むとはどういふことだと怒り、
「木の葉ちる」が秀歌であるとの神託を下す、というもの。

この説話からも分かるように、和歌に精進する人々は、真摯に
住吉明神に祈り、その感応を切実に求めていた。このような説
話からは、神はその心に叶う歌には感応し、姿を現して下さる
に違いないという人々の思いや、そうであつてほしいという願
いを読み取ることが出来る。そして、神に関わる不思議な出来
事を、あの素晴らしい歌ならば神の感応があつたに違いないと
信じ、事実として伝え、説話として書き記したのである。住吉
明神と歌人との関係は、次の二二二話にもみられる。

順徳院御位の時、当座の歌合せありけり。作者の名をか
くして衆議判にて侍りけるに、「古寺の月」といふことを
知家朝臣つかうまつりける、

昔おもふたかの山のふかき夜に暁とほくすめる月かげ
この歌歌慮にかなひて頻りに御感ありけり。厚紙を懸物に
積まれたりけるに、事はてて人々まかりいでけるに、藏人
左兵衛の権の少尉橘親季を御使にて、知家朝臣いでけるに
追ひつかせて、「古寺の月の歌殊に観感あり。よりに勅祿
をたまふなり」とて、かさねて紙をたまはせけり。知家朝
臣申しけるは、忝く勅祿に給はる紙、いかでか私用つかま
つるべき、明日やがて住吉の御幣に奉るべきよし、披露す
べきよし申して、まかりいでにけり。

右は順徳天皇の時代に、「当座の歌合せ」が行われた時の逸話
である。この歌合では「古寺の月」という題で藤原知家(一一
八二—一二五八)が詠んだ「昔おもふ」の歌が天皇の気持ち
に叶い、勝者への褒美として、「厚紙」が授けられた。知家は「忝
く勅祿に給はる紙、いかでか私用つかまつるべき、明日やがて
住吉の御幣に奉るべき」と申し上げて退出した(傍線部)、と
ある。この説話からは、秀歌に対する褒美を和歌の神に捧げる
という、歌人の真摯な思いを読み取ることが出来る。ちなみに、
この説話は歌論書『井蛙抄』(頓阿著、貞治三年(一一三六))
以前、貞治初年成立か)にも収録されていく。『井蛙抄』は「古

今著聞集』に比べて、非常に簡略になっているが、その話末には「人之を感ずと云々」とあり、知家の行動を世の人々が感心した、という文言を書き加えている。¹⁵この文言から、知家の奉幣という行動が賞賛され、人々の間に語り継がれていたことがわかる。さて、人々の和歌神、住吉明神への信仰の様子がわかる説話が、次の二二七話である。

(4) 巻五 第二二七話

住の江に御幸なるべしとて、神主、修理を加へけるに、大略みな新造になしたりければ、昔より書きつけおける人々の詩歌、みなあとかたなくなりたるを見て、たれか詠みたりけん、柱に書きつけ侍ける、

かきつくる跡は千とせもなかりけり

忘れずしのぶ人はあれども

右は天皇の行幸を控え、住吉大社の神主が社殿を新しくしたところ、社殿に昔から書き付けられていた詩歌が、全て跡形なく消えてしまった。それを見て、誰が詠んだのか分らないけれど、「かきつくる」の歌が柱に書き付けられていた、という説話である。なお、この説話は、『続千載和歌集』の詞書によれば建長五年(一一五三)のこととある。¹⁶

さて、ここで注目すべきは、住吉大社の社殿に多くの歌が書き付けられていた、という事実である。人々は旅のついでにその心を、または祈願の内容を和歌に詠んで、住吉明神に祈った

のであろう。住吉社に歌が書き付けられた例として『千載和歌集』(藤原俊成編、文治四年(一一八八)成立)一〇三三番歌には、津守の国基みまかりてのち、すみよしにもすまますなり
にけるを、有基にぐしてあからさまにくだりて侍りけるに、人の心もかはりてのみみえければ、松のもとを
けづりてかきつけ侍りける

津守景基

人ごころあらずなれどもすみよしの

松のけしきはかはらざりけり

(新編国家大観、第一巻、角川書店、昭和五十八年)とあり、住吉の松をけずって歌を書き付けたという行為が見える。また、『西行法師家集』(成立年未詳)には次の記述があり、西行が住吉大社の釣殿に歌を書き付けたことが分かる。

承安元年六月一日、院熊野へ参らせおはします次に、

住吉へ御幸ありけり、修行しまはりて、二日、かの社に参りて見まはれば、すみのえの釣殿あたらしくたてられたり、後三条院のみゆき、神もおもひ出で給ふらんとおぼえて、釣殿に書付け侍りし
たえたりし君がみゆきを待ちつけて
神いかばかりうれしかるらん

(新編国家大観、第三巻、角川書店、昭和六十)

このように、住吉大社には、実際に膨大な歌が住吉の柱や松に書き付けられていたと思われる。神社の柱に和歌を書き付ける例は、稲荷神社などにも見られるが、住吉大社の場合は、和歌

の神であった、ということが大きく影響しているのではないか。和歌の神に和歌を捧げ、その神威の発現を期待する人々の心が、様々な歌を書き付けさせたのだろう。

この説話は、ほぼ同時代に成立の説話集『今物語』(藤原信実著、延応元年(一一三九)→仁治元年(一一四〇)頃成立)第四十六話「住の江殿」に類話がある。『古今著聞集』と『今物語』では同じ内容の説話を収録しながら、記述が少し変化し、主題が変わる。

承久のころ、住吉へしかるべき人のまゐらせたまひけるに、をりふし神主経国京へ出たりけるが、人をはしらせて、すみの江殿など掃除せさせよといひやりたりけるに、あまりのきらめきに、としごろしかるべき人々の書おかれたる歌ども、柱なげし妻戸にありけるを、みなけづりてすててけり。神主くだりてこれを見て、「こはいかにせむ」とあしずりをしてかなしめども、かひなかりけり。これを見て、ふるきあまの書付ける、

世中のうつりにければ住よしの
むかしの跡もとまらざりけり

これは承久の乱の後、世中あらたまりける時の事也。

(中世の文学、三弥井書店、昭和五十四)

右の『今物語』の傍線部を見ると、『古今著聞集』に比較して、記述が詳細になっている。例えば、書かれていた歌についても「しかるべき人々の書おかれたる歌」とあり、柱や長押、妻戸に書かれていたことが記述される。加えて、古歌の削りとられ

た跡を見て、尼が書きつけたのは『古今著聞集』とは異なり、「世の中は移り変わってしまったので、住吉に書き付けられた古歌も跡をとどめることができずに消えてしまった」(点線部)という意味の和歌である。そして、説話末尾には「これは承久の乱の後、世中あらたまりける時の事也。」(二重傍線部)という文言が付け加えられ、住吉の古歌の運命と時代の流れを重ねるような表現がなされている。このように『今物語』では、古歌の消失という事件を描きながら、世の無常さを主題としている。それに対し『古今著聞集』では、社殿に書きつけられた歌が失われてしまった、という状況に対して、時機に合った歌が詠まれたことを主題としており、和歌自体に焦点が当てられた説話となっている。

(5) 卷八 第三〇二話

次は孝行恩愛編に収録の、三〇二話を検討する。なお、本話は和歌部に重複して収録されている(一七六)。一七六話は抄入話である。

式部の大輔大江匡衡朝臣の息、式部の権の大輔^{たかふ}孝周朝臣、重病をうけて、たのみすくなく見えければ、母赤染右衛門、住吉にまうでて、七日籠りて、「このたびたすかりがたくは、すみやかにわが命にめしかふべし」と申して、七日に満ちける日、御幣のしでに書きつけ侍りける、

かはらんと折る命は惜しからで

さても別れんことぞかなしき

かくよみて奉りけるに、神感やありけん、挙周が病よくなくなりけり。母下向して、喜びながらこの様を語るに、挙周いみじく歎きて、「我生きたりとも、母を失ひては何のいさみかあらん。かつは不孝の身なるべし」と思ひて、住吉に詣でて申しけるは、「母われにかはりて命終るべきならば、速かにもとのごとくわが命をめて、母をたすけさせ給へ」と泣く泣く祈りければ、神あはれみて御たすけやありけん、母子共に事ゆゑなく侍けり。

右の説話は、赤染衛門の息子が重病となり、母の赤染衛門が住吉大社へ参籠して、病氣平癒を祈る。平癒を祈る際に、「かはらむと」という歌を御幣に書き付けたところ、神の感応があったのか、挙周の病がよくなつた。そして、子供の挙周も、母が身代わりになる不孝は犯せないと住吉明神へ祈り、神が聞き届けてくださったのか、母子ともに健在であつた、という内容である。この説話は非常に好まれたようで、多くの説話集に収録されている。その内容を比較すると、赤染衛門の歌徳を強調しているもの、住吉明神の神威を主張しているもの、孝行恩愛の心を主題としているものとそれぞれである。今回はほぼ同時代に成立した『十訓抄』（建長四年（一二五二）成立）巻下第十ノ十五話との比較を行う。

江挙周、和泉の任さりてのち、病重かりけり。住吉の御たつたりのある由を知りて、その母、赤染衛門、

かはらむと祈る命は惜しからで

さても別れむことぞかなしき

とよみて、みてぐらに書きて、かの社に奉りければ、その夜、夢に、白髪のお翁ありて、このみてぐらを取ると見て、病いえぬ。（新編日本古典文学全集、小学館、平成九）

ここでは、三〇二話と異なり、挙周の病が「住吉の御たつたり」と明示されている。そして、赤染衛門の祈りに対して、夢で「白髪のお翁」が和歌を書き付けた御幣を受け取り、その後病が癒えた、とある。この説話は、住吉明神の祟り↓御幣に和歌をかきつけ祈願↓住吉明神の顕現↓病の平癒という流れが明確で、赤染衛門の歌の効能が明らかである。それに対して、三〇二話では「神感やありけん」「神あはれみて御たすけやありけん」というように、神のお助けであつたことを具体的に示さず、その存在は和歌の効能同様、『十訓抄』に比べると臆化している。これは、母子の恩愛を説話の中心に据えている為であろう。また、『十訓抄』では病の原因を「たつたり」と明記する。つまり、この一言で、住吉明神の祟り神という面が強く読者に印象付けられ、無慈悲な祟り神の心をも動かすという意味でも、赤染衛門の歌徳は証明されることになる。では、三〇二話ではどうか。病を得た息子の身を嘆き、和歌を捧げる母の祈請、そして、それを納受したらしき神。三〇二話では祟り神の側面が言及されないだけに、本書収録の他の住吉明神説話と呼応し、かえって和歌神としての住吉明神の面影が浮かび上がってくるようである。本話は孝行恩愛編に収録され、主題は和歌にあるわけではないのだが、そこに描かれた神は、和歌神の雰囲気をもっている。

さて、四六六話は、藤原良経（一一六九〜一二〇六）の逝去を扱った説話である。

後京極殿（藤原良経、引用者注）は、①詩歌の道に長ぜさせ給ひて、寛弘・寛治の昔の跡を尋て、建永元年三月に京極殿にて曲水の宴をおこなはんとおぼしたちけり。巴字はじの潺緩まじをながし、②住吉の松を引うゑなどして、さまざまに御いとなみありけるに、熊野山灸上の聞えありければ、三日は延べて、中の巳を用ゐられたる例もありとて、十二日とさだめられたりけるほどに、七日の夜俄かに失せさせ給ひにけり。人々の秀句、むなしく家々にのこりてこそ侍らめ。御歳三十八なり。惜しくかなしき事なり。（以下、略）

右の説話には、良経が急逝する前に、和歌の宴である「曲水の宴」の準備を様々にしていたことが記されている。その中に「住吉の松を引うゑなどして」（傍線部②）とある。良経は「詩歌の道に長ぜさせ給ひて」（傍線部①）とある如く、『新古今和歌集』の編纂にも携わり、当時の文化を牽引していた一人である。一流の風流人である良経の心づくしの住吉の松は、それまでも和歌に多く詠まれ、実際の景観であるとともに、住吉の象徴でもあった。¹⁸ほんのわずかな一行の記事ではあるが、住吉は和歌に関連して登場している。

以上、『古今著聞集』にみえる住吉大社（明神）関連説話を概観した。結果、全ての説話が和歌という糸で繋がること明らかとなった。つまり、五話では南社の和歌神にふれ、一六五・二二一話は住吉社歌合、二二七話は社殿に書き付けられた和歌三〇二話は赤染衛門の歌の納受、四四六話は曲水の宴の趣向としての「住吉の松」というように。これは編者が、住吉明神の和歌神という側面を意識していた現れである。本書以前の説話集を検討した所、二二七・三〇二話の類話の他、『古事談』・「十訓抄」に和歌会の、『十訓抄』に景勝地としての記述があるのみである。¹⁹その点で、『古今著聞集』は特異である。では、住吉明神を和歌神とする言説はどこに語られるのか。

中世は住吉明神が、和歌神として熱心に信仰された時代である。「和歌の神」として信仰される様子が描かれる説話は、先にも例を挙げたが、中世の歌論書に散見される。例えば、『無名抄』（鴨長明著、建暦元年（一一二一）〜建保四年（一一二六）頃成立）には、道因が七・八十歳になるまで、和歌の上達を祈り、月詣した逸話が載る。『井蛙抄』には住吉大社神主津守国冬の言として「哥よみハおほく当社御眷属となれり。」との文言もみえる。更に時代は下がるが、『正徹物語』（正徹著、文安五年（一四四八）以降宝徳二年（一四五〇）成立）五八話には、次の俊成・定家父子の説話が載り、中世における和歌神としてのさらなる広がりを見取出来る。

俊成卿老後に成りて、さても明暮歌をのみ読みみて、更に当來の勤めなし。かくては後生いかならんと歎きて、住吉の御社に一七日籠りて此事を歎きて、「もし歌は徒ら事ならば今よりこの道をさし置きて一向に後世の勤めをすべし」と折念有りしが、七日に満ずる夜、夢中に明神現じ給ひて、「和歌仏道全二無」と示し給ひしかば、さては此道のほかに仏道を求むべからずとて、弥此道を重き事にし給ひし也。定家も住吉に九月十三夜が七日に満ずる日にあたる様に、参籠してこの事を歎き申されしかば、九月十三夜明神うつゝに現じ給ひ、「汝月明也」と示し給ひしより、さては此道かう也と思ひ給ひけり。此事などを書きのせたるを、明月記と号する也。

(日本古典文学大系、岩波書店、昭和三十六)

この説話では、老歌人俊成が、和歌だけを心にかけて、後世の為の勤めをせずに生きてきたことを嘆く。そして、住吉大社へ参籠し、往生の妨げになるなら、精進してきた歌道を捨て去ろうと申し上げる。そこに神が顕現し、往生の為には歌道に精進せよ、と神託を与える。息子の定家も同様の悩みを抱えて参籠したところ、示現を得たとある。ここには極楽往生という後世の救いを得たい、しかし、俗世の営みである和歌も捨てきれない歌人の切実な心のありようが描かれている。そして歌人たちの拠所として住吉明神は存在し、「往生の為には歌の道に精進せよ」との救いを与えている。

このように、歌論書に住吉明神は、和歌の神として存在する。

『古今著聞集』において、住吉明神の説話に限定して考えると、先行する説話集よりも、歌論書に近い意識で記述がなされ、その流れにあることがわかる。このことは、本書において住吉明神のとらえ方以外にも同様の傾向がある可能性を示唆しており、検討すべき問題をはらんでいる。この点については今後の課題としたい。

最後に『古今著聞集』にみえる神の説話を鑑みると、多くの説話において、神は現世に生きる人々の身近に存在し、祈りに応え、芸術を愛し、優れた才能に対して感応を示す存在であった。本書編者は住吉明神の和歌神としての側面を意識して説話を選択し、その説話を諸所にちりばめることで、芸術の神としての姿を印象付けることに成功している。そして、その説話は、本書中に特徴的な芸道に精進する人々の説話と響きあい、様々な芸道に彩られた、神々の恩寵あまねき『古今著聞集』の世界の一端を担っている。

【注】

- (1) 畑中智子「住吉大社における仏事と僧侶の説話」(武蔵野大学日本文学研究紀要) 第三号、平成二十八
- (2) 出雲路修「古今著聞集」(国文学 解釈と鑑賞) 第五十八巻(十二号、平成五)・小峯和明「中世説話と日本紀」(国文学 解釈と鑑賞) 第六十四巻三号、平成十一) など。
- (3) 吉原浩人「中世説話における「神」」(国文学 解釈と鑑賞) 第五十二巻九号、昭和六十二)
- (4) 注(2) 出雲路論文

- (5) 『発心集』巻一第五話「多武峯僧賀上人、遁世往生の事」
- (6) 『古今著聞集』は序文・跋文に、編者が管絃や図画を好むこと、本書製作の発端として詩歌管絃の話題を集め絵巻を志したことが記述されており、風雅を肯定的に捉える姿勢が確認できる。
- (7) 本書に先行する『古事談』にこのような傾向は看取できない。管見の限り、神の登場する説話は二十九例あるが、帝位の守護神であり、様々な神威をあらわす存在であると共に仏法と習合した存在としても描かれる。しかし、本書に特徴的に見える、芸道に感応を示すという例が見えない。例えば、本書に詩文の才に感応を示す北野天神は、生前の不遇に焦点があてられ、身を嘆き怨る存在として登場する(二一三八・七四、五一一九)。
- (8) 保坂都「津守家歌人の伝記―津守国基―」(真弓常忠編『住吉大社事典』、国書刊行会、平成二十一)に詳しい。
- (9) 「住吉の社は四社おはします。南社は此衣通姫也。玉津島明神と申す也とぞ津守国基は将作に語り申しける。」(『奥義抄』、日本歌学大系 第一巻、風間書房、昭和四十六)
- (10) 川井純郎「和歌神としての住吉社」(『神道史研究』第十八巻四号、昭和四十五)・片桐洋一「和歌神としての住吉の神―その成り立ちと展開―」(『すみのえ』一七五号、昭和六十)
- (11) 田中卓「朝野の崇敬」(『住吉大社史』下巻、住吉大社奉賛会、昭和五十八)
- (12) 『日本書紀』巻九「神功皇后摂政前紀」
- (13) 『古事談』には他に、巻一第七十話・巻四第十話に住吉大社に関する話題が載る。前者は後三条院の住吉行幸の話題で、後者は藤原純友の乱に際し、住吉神宮寺で明達が調伏法を修したという話題である。
- (14) 二六五話に現われた神は、翁の姿をしており、衣通姫とは異なる。しかし、和歌三神像に住吉像は老翁で描かれることも多く(『住吉っさん』、大阪市立美術館、平成二十二)、住吉三神を和歌三神

とする説もある。『和歌大辞典』(明治書院、昭和六十)には「住吉明神を和歌の守護神とする考えが、鎌倉時代に、住吉明神を表筒男・中筒男・底筒男の三神と考える住吉の神官と接触することによって、和歌三神の概念ができた」とある。

(15) 「関伽井宮御物語云。深山、知家卿、昔思ふ高野の山のふかき夜に暁とほくすめる月影、靈感尤甚。「なにがな纏頭ヲ」と被仰ける。「折節可燃物なし」とて、厚紙を十帖下さる。給ハるとき、「いそぎ住吉御幣ニ可進」と申。人感之云々。」(井蛙抄 雑談篇 注釈と考察、和泉書院、平成十八、以下同)

(16) 「建長五年、住江に御幸侍りて、行旅述懐といふ事を講ぜられ侍りけるに、よませ給うける」(新編国歌大観、第一巻、角川書店、昭和五十八)

(17) 中前正志「住吉社の説話―赤染衛門住吉社祈願説話の展開と金光説話―」(『住吉社と文学』和泉書院、平成二十)

(18) 保坂都「津守家の歌人群」(三)―住吉と和歌(一)―(『学苑』四四五号、昭和五十二)

(19) 注(一) 論文「注(二)」

※引用文の字体は概ね通行のものに改めた。

【表】『古今著聞集』「神」に関する記述（抄入話を除く）

『古今著聞集』にみえる神に関する記述を表にまとめた。神の範疇として、鬼神や鞠の精も含めている。但し「鬼」とのみあるものは除外した。表は上段から、部立・説話題・備考とし、備考には説話内における、神の働きや鍵となる言葉を示した。なお「現世利益」には負の利益も含む(△)。

部立	説話題	備考
神祇	一 (序) 天地開闢以来神祇祭祀の事	起源
	二 内侍所焼亡の事	神威
	三 貞崇法師勅命念仏の折、稲荷神託宣の事	仏法守護
	四 新羅明神、三井寺に垂迹して和歌を託宣の事	仏法守護
	五 慈覚大師如法経書写の折、住吉神託宣の事	仏法守護
	六 北野宰相菅原輔正、安楽寺に塔婆造営の時、聖廟託宣の事	後世救済
	七 上総守時重、夢に日吉十禪師の神感を受け、神詠を賜る事	後世救済
	八 延暦・園城両寺天台座主を争ふ事	現世利益
	九 伊勢の荒祭宮、度々の託宣により、祭主中臣佐国を配流し、また召還せしめたる事	現世利益・△
	一〇 上総国一宮の若宮誕生の託宣に依り、明珠を得る事	神威
	一一 貴船沈没に逆鱗の宣旨に依り、広田社の辺の木一夜に枯るる事	神威
	一二 孔子の夢の告に依り、大学寮の廟供に猪鹿を供へざる事	神威
	一三 春日大明神の託宣に依り、知足院忠実還任の事	現世利益
	一四 右衛門督顕通、公卿勅使となり宸筆の宣命を落す事	現世利益△
	一五 周防国島明神靈験の事	神威
	一六 賀茂社司左衛門大夫源康季神慮に叶ふ事	現世利益
	一七 大宮大夫源師頼、祈雨奉幣の宣命を作り、神感ありて降雨の事	現世利益
	一八 興福寺別当隆覚法印、軍兵を發し反対派の衆徒を攻め寺を焼かんとするに、春日社神異の事	現世利益
	一九 徳大寺実能の熊野詣と随行の垢離禱の事	現世利益
二〇 後徳大寺実定、昇任祈請のため春日神社・巖島神社に参詣の事	現世利益	
二一 賀茂大明神、仁和寺辺の女と祝久継の夢に、日本国を捨て給ふべき由託宣の事	神威	
二二 高倉院巖島御幸の折、自ら願文を草し給ふ事	後世救済	
二三 興福寺の僧八幡に参籠し、夢に春日・八幡両大明神の託宣を得たる事	神威	
二四 八幡に通夜の夜、夢に北条義時は武内宿称の後身と知る事	現世利益	
二五 前摂津守以政、四位の申文を賀茂社に捧ぐる事	現世利益	
二六 俊乗房重源、東大寺建立の願を發し大神宮に参籠の事	仏法守護	
二七 盲人熊野社に祈請、夢に先世の報を知らされ、懺悔して明眼を得る事	仏法・現世利益	
二八 助僧正覚讚、夢に若王子託宣の歌を賜る事	現世利益	
二九 河内守繁雅、賀茂の御前にて中原師方大外記拜任を夢に見る事	現世利益	

